

中津川市景観計画変更に対する意見及び市の考え

	縦覧前 ページ	縦覧後 ページ	意見	市の考え・方向性等
1	16・29	17・30	<p>・リニア駅の部分が抽象的なので、どういった景観をつくるか具体的なやりとりが必要。新しい景観づくりが必要。坂本地区は試金石であると思う。</p>	<p>・岐阜県「リニア中央新幹線活用戦略研究会」やJRと慎重に調整していく必要があります。また、リニア岐阜県駅周辺においては、都市計画法の制度である地区計画等の活用も視野に、今後、景観形成を考えていきます。</p> <p>・まずは景観計画ではリニア岐阜県駅周辺を特に重要な景観形成の地区であることから景観資源周辺区域に位置づけし、景観の観点からリニア岐阜県駅周辺における大きな方向性を配慮事項として決めました(景観計画29ページ)。</p> <p>・今後、リニア岐阜県駅周辺のまちづくりの進捗に併せて、具体的な景観形成について検討してまいります。</p>
2	14・29	15・30	<p>・中津川駅は恵那山への眺望だけ。恵那山がみえる、その街並みをどうしていこうというところがない。周りの街並みと乖離していて第1印象が悪い。恵那山への眺望に対し、既存する街並みについても、もう少し入れるようにしたらどうか？</p>	<p>・景観資源周辺区域として中津川駅周辺を設定し、中心市街地の活性化に寄与するまちなみ景観について配慮事項を定めています(景観計画29ページ)。この配慮事項については、下記の通り記述を修正します。</p> <p>修正内容: 『中津川市の玄関口であり、中山道近くに位置するため、落ち着いた色彩、意匠とすることで、風格のある中津川らしいまちなみをつくりまします。また、建築物や工作物は、恵那山を遮らない高さ・規模・配置、調和する色彩、意匠に配慮し、特に、建築物に付属する工作物については、十分な配慮が必要です。』</p>
3	4	2	<p>・市域全体のポリシー・ガイドラインが大切。全体を示さず、中山道区域や景観資源区域をどうするかはできないのでは。</p>	<p>・景観計画は、中津川市総合計画17ページに掲げる将来都市像「かがやく人々 やすらげる自然 活気あふれる 中津川」を具現化するものです。景観計画と中津川市総合計画の関係性がわかるよう、景観計画2ページに下記の通りの記述を追加します。</p> <p>修正内容: 『中津川市の景観に関するマスタープランである「中津川市景観形成基本計画」は、景観まちづくりを推進する上での理念や目標、方針を定めています。本計画では中津川市景観形成基本計画を踏まえ、中津川市総合計画の将来都市像の実現に向けた良好な景観形成の具体的な取り組みを促進するため、景観法(平成16年6月18日法律第110号)第8条の規定に基づき定めるものです。』</p>
4	42	13.43	<p>・市民の育成が大切。市民意識の醸成にどのように取り組むか。市民と一緒に取り組むことを前面にするために7章は冒頭へ持っていったらどうか。</p>	<p>・第7章「景観まちづくりの促進」は、前章までの内容を踏まえているものであるため、7章の移動ではなく、第3章「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」(景観計画12ページ)の中に「景観まちづくりの取り組み方針」を新たに項目として設け、7章につながる記述を追加します。</p> <p>・具体的には、第3章の「3-1 景観計画区域」の「(1) 景観形成の方針」を受けて、地域との協働・連携による景観まちづくりを進める方針として、景観計画13ページに下記の通りの内容を新たに追加します。</p> <p>修正内容: 3-1 (2) 景観まちづくりの取り組み方針 ・協働による景観まちづくり ・市民が主体となる景観まちづくり ・テーマ別(気づく、守り、育て、つくる)の景観まちづくり</p> <p>※景観計画13ページ(2)以降の項目は、項目の数字を後送りします。</p>

中津川市景観計画変更に対する意見及び市の考え

	縦覧前 ページ	縦覧後 ページ	意見	市の考え・方向性等
5	12	12	・「4 次世代へと～」といった時の街道以外の新しいものの例示は？	<p>・景観計画12ページ「4 次世代へと継承する新しい景観をつくる」の方針の説明に下記の記述を追加します。</p> <p>修正内容： 『(省略) リニア中央新幹線開業や国内外の観光客の増加などの更なる発展が期待される中で、多くの人々が訪れ、交流がはぐくまれるまちを目指し、市民が主体となる景観まちづくりに取り組みます。』</p>
6	9	9	<p>(馬籠の重点区域拡大について)</p> <p>・案に対し隣接する土地を拡大区域に追加してほしい。</p>	<p>・要望区域については、拡大せず、原案どおりとします。</p> <p>・理由として、要望区域の地権者は、2名。中山道隣接者と意見者の土地があり、意見者の土地は中山道に面していません。市として、重点区域は中山道沿いに連続して並ぶ建築物の町並みとしており、中山道隣接者の承諾がなければ、意見者の土地を拡大することはできないと考えます。</p>